# 第二種指定電気通信設備制度 「将来原価方式」による算定の在り方について (論点)

2019年4月24日 事務局

# 目 次

1 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書の指摘	2
2 二種指定制度における接続料の算定方法	6
(参考)一種指定制度における予測値の算定方法	13
3 論点	18
(1)対象機能	19
(2)予測値の算定方法	20
(3)予測値の算定期間等	25
(4)予測と実績の乖離の調整	27
(5)原価等算定の精緻化	29

# 1 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」 中間報告書の指摘

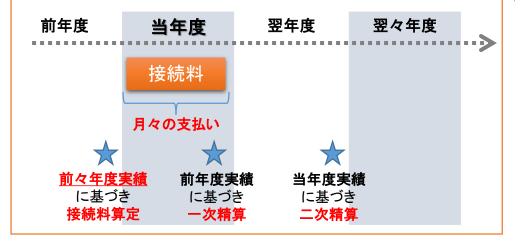
## 概要

- □ 現在、MVNOがMNOに支払う接続料(ネットワークの利用料)は、過去の実績(原価、需要等)に基づく「実績原価方式」により算定。
- □ MVNOにおける**予見性確保、キャッシュフロー負担軽減**を図り、公正競争を確保するため、2020年度から、**合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定**とすべき。(制度の詳細は今後専門家による検討体制で集中的に議論。省令改正事項。)

#### 「実績原価方式」(現在)

過去の実績に基づき、接続料を算定。

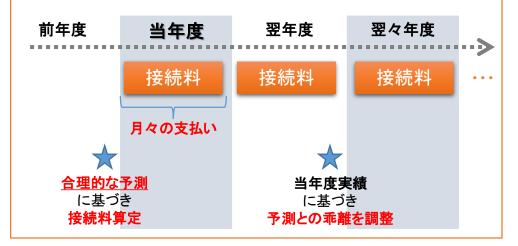
- ① 精算額が当年度末や翌年度末に確定するため、予見性が確保されず、原価管理に支障。
- ② 接続料の低下局面では、前々年度実績に基づく相対的に高い接続料による支払いを要し、 過大なキャッシュフロー負担。



#### 「将来原価方式」(2020年度以降)

合理的な予測に基づき、単年度あるいは複数年 度の接続料を算定。

- ① 当年度の接続料の予見性が確保される。
- ② 前々年度実績に基づく支払いが不要となり、 キャッシュフロー負担が軽減。
- ③ **複数年度の接続料も算定**される場合、予見性 の一層の向上が期待。



#### 第5章 事業者間の競争条件に関する事項

- 1.接続料算定の適正性・透明性の向上
- (3)対応の方向性
  - ① 適正性の向上

MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、接続料に関する予見性の確保及びキャッシュフロー負担等の競争条件の同等性の確保が重要であり、接続料の算定方法についても、その適正性の一層の向上が必要である。

その点において、「将来原価方式」は、接続料が合理的な将来予測に基づき当年度開始前に算定されるため、当年度の接続料に関する予見性が向上すること、前々年度実績値に基づく支払いが不要となり、キャッシュフロー負担が軽減すること等のメリットがあるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には、予見性の一層の向上も期待されるものである。原価等の正確な予測は難しい面があるとの指摘もあるが、事業者における設備投資、減価償却費等の予想の状況や近年の接続料の変化傾向等から、一定の精度の予測を行うことは可能と考えられる。また、予測と実績の乖離については、精算や乖離額調整を導入することによる対応が考えられる。

そのため、MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、少なくともデータ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料(2019年度に届出)から「将来原価方式」により算定するべく、総務省においては、そのために必要な制度整備に速やかに着手すべきである。具体的な算定方法の在り方については、専門家による検討体制により、一種指定制度における接続料の算定方法に関する知見の蓄積も活用しつつ、次のような検討事項について集中的に議論を行うことが適当である(図表3参照)。あわせて、現在該当年度の翌年度末に実施されている接続料算定の早期化を求めることについて検討すべきである。

- 二種指定制度では対象事業者が複数存在すること等を踏まえ、合理的な予測の方法を各社共通なものとして予め定める必要があるか。定める場合、どのような方法とすることが適当か。
- 予測と実績の乖離については、いずれかの方法により事後的に調整することが適当であると考えられるところ、 具体的にどのような方法により調整を行うことが適当か。
- 「将来原価方式」により算定する接続料は、データ伝送交換機能のみでよいか。
- 算定期間及び算定頻度をどのように設定するのが適当か。例えば、3年分の予測を毎年度行うといった方法はどうか。
- 原価等のさらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないか。

## 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(2019.4)(抜粋)②

#### 図表3「将来原価方式」により算定する場合の要検討事項

	四段の「内水が画り丸」にのフェ	
	一種指定制度における	二種指定制度において「将来原価方式」により算定する場合の
	「将来原価方式」の概要	要検討事項
方① 法合 理	・「原価」及び「利潤」の算定の基礎となる「設備管理運営費」と「正味固定 資産価額」について、合理的な将来の予測に基づき算定すること、「需 要」について、将来の合理的な通信量等の予測値を使用することが、第 一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下	・ 一種指定制度と異なり認可制ではないこと、対象事業者が複数存在することを踏まえ、具体的な将来予測の方法を予め定める必要があるのではないか。
な    将	「一種接続料規則」という。)に規定。	・ 定めることとする場合に、どのような将来予測の方法とするのが適当か。 
来 予 測	<ul><li>これらの3項目の具体的な将来予測の方法は、法令やガイドラインで規定されておらず、基本的に事業者の判断に委ねられており、認可の過程でその適切性を判断。</li></ul>	・ 「原価」及び「需要」の算定方法については、これまで必ずしも十分な見 直しが行われてきたとは言えないところ、さらなる精緻化の観点から検討 すべき事項はないか。
調②	・ 一種接続料規則において、予測と実績の差額の調整は予定されていな	・ 予測と実績の乖離をどのような方法により調整することが適当か。
整 予 測 と 実	いが、光信号端末回線伝送機能(加入光ファイバ)においては、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性もあり、その場合の実績費用と 実績収入の乖離額を事業者のみに負担させることは適当ではないこと から、事業者からの申請により事後的に「乖離額調整」が認められてい	※ 二種指定制度で採用されている「精算」は、各社ごとの精算となるので、市場変化が激しい状況では「乖離額調整」よりもMVNO間の公平性は確保されるが、予見性の面で劣る。
積の飛離	る(一種接続料規則第3条の規定に基づく許可)。  「乖離額調整」は、予測と実績の乖離に起因する接続料の支払差額を、次期接続料に反映する方法により行われている。	※「乖離額調整」では、差額が生じる時期と調整がされる時期が一致しないことから、市場変化が激しい状況において、MVNO間の公平性が確保されない可能性がある。
の		・ 調整方法を予め定める必要はあるか。
③ 適 用 要	<ul><li>一種接続料規則により、新規であり、かつ、今後相当の需要が見込まれる役務である場合又は接続料の急激な変動を緩和する必要があるときに「将来原価方式」を用いることが可能。</li></ul>	・ 二種指定制度では音声伝送交換機能、データ伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の4つのアンバンドル機能が設定されているところ、「将来原価方式」の適用はデータ伝送交換機能のみでよいか。
要件	<ul><li>現在、いずれも今後相当の需要が見込まれる役務として、NGNに関する機能と光信号端末回線伝送機能(加入光ファイバ)において用いられている。</li></ul>	
定④期接	・ 接続料の算定期間は、一種接続料規則において「5年までの期間の範囲内」で選択可能とされている。	・接続料の算定期間や算定頻度をどのように設定することが適当か。例 えば、3年分の予測を毎年度行うといった方法はどうか。
間 等 料 算 	・ 直近では、NGNに関する機能においては1年、光信号端末回線伝送機能(加入光ファイバ)においては3年から4年の算定期間をNTT東西が設定し、認可申請を行っている。	・ 接続料の報告時期について、現在は年度末に提出されているところ、これを早めることは可能か。

2 二種指定制度における接続料の算定方法

## 概要

- □ 二種指定制度における接続料は、事業法第34条第3項の規定により、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないとされ、その算定対象機能や具体的な算定方法は、二種接続料規則、施行規則、ガイドライン等で規定されている。
- □ 接続料算定の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証している。

#### (1)アンバンドル機能

- 次の4つの機能について、接続料及び接続条件の設定が義務付けられている。
  - ①音声伝送交換機能

②データ伝送交換機能

③MNP転送機能

4SMS伝送交換機能

#### (2)接続料の算定方法

- 事業法において、接続料は適正原価+適正利潤を上限として設定する旨規定されている。
- 二種接続料規則において、原価、利潤及び需要の実績値に基づく「実績原価方式」による接続料算定方法について規定されている。



● 施行規則において、接続料算定の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定されている。

#### 〇電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号) (抄)

(第二種指定電気通信設備との接続)

第三十四条 (略)

- 2 (略)
- 3 総務大臣は、前項(第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。
  - 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていないとき。

イ (略)

口 <u>総務省令で定める機能ごとの第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべ</u> き金額

ハ~ホ (略)

二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものであるとき。

三・四 (略)

 $4 \sim 9$  (略)

## (1) アンバンドル機能

□ 事業法第34条第3項第1号ロの接続料を適正かつ明確に定めるべき機能(アンバンドル機能)は、二種接続料規則第4条に規定されている。

1 音声伝送交換機能	第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
2 データ伝送交換機能(注)	他事業者が設置する電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続(※)した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能(CDMA2000を除く。) ※:L2接続のこと。
3 番号ポータビリティ転送機能	番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業 者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種 指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
4 ショートメッセージ伝送交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝 送交換を行う機能

注:データ伝送交換機能は、次の3部分に区分して接続料を算定することとされている。

- ① ②及び③に掲げる部分以外のもの(単位:回線容量)
- ② 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの(単位:回線数)
- ③ SIMカードの提供に係るもの(単位:枚数)

## (2)接続料の算定方法

#### 原価

二種接続会計規則「移動 電気通信役務収支表」の 費用に基づいて算定

#### 設備管理運営費

対象設備等に係る<u>費用</u> の額を基礎として算定

二種接続会計規則 「移動電気通信役務 収支表」の費用を基礎 として算出

## 利潤

二種接続会計規則「役務別固定資産帰属明細表」の資産に基づいて算定 ※各項目の算定に用いる額は二種接続会計「貸借対照表」の額を用いる

## 他人資本費用 = <u>レートベース</u> × <u>他人資本比率</u> × <u>他人資本利子率</u>

正味固定資産価額+繰延資産+投資その他の資産+貯蔵品+運転資本

二種接続会 計規則「役務 別固定資産 帰属明細額 の帳簿価額を 基礎として算

定された額

+

繰延資産、投資その他 の資産及び貯蔵品の額 のうち、第二種指定電気 通信設備の管理運営に 不可欠であり、かつ、収 益の見込まれないものを 基礎として算定 設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。)× (機能の提供から接続料収納までの平均的な日数/365日) 有利子負債(社債、借入金及びリース債務)に対する利子率及び 有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平 均したもの

有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定

当該負債の性質及び安全な 資産に対する資金運用を行う 場合に合理的に期待し得る利 回りを勘案した値として総務 大臣が別に告示する値

自己資本費用 = レートベース

自己資本比率(1-他人資本比率) ×

自己資本利益率

<u>期待自己資本利益率</u>の過去3年間(リスク(通常の予測を超えて発生し得る危険)の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度 を除く。)の平均値を基礎とした合理的な値

リスクの低い金融商品の平均金利+<u>β</u>×(主要企業の平均自己資本利益率-リスクの低い金融商品の平均金利)

移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものとして総務大臣が別に定める値又は1のいずれか低い方の値

+

利益対応税=(自己資本費用+レートベース×他人資本比率×<u>有利子負債以外の負債比率</u>×利子相当率)×<u>利益対応税率</u>

有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定

法人税、事業税及びその他所得に課せられる 税の税率の合計を基礎として算定された値

#### 需要 (通信料等の実績値)

## (参考) 二種接続会計規則「移動電気通信役務収支表」

事業者名

移動電気通信役務収支表

 事業年度
 自
 年
 月
 日

 至
 年
 月
 日

(単位 円)

																(里位	
役務の種類			営業 収益	営業 費用	営業費	運用費	施設 保全費	共通費	管理費	試験研究費	研究費 償却	減価償却費	固定 資産 除却費	通信 設備 使用料	租税公課	営業 利益	摘要
	音	携帯電話															
	音声伝送役務	その他															
移動	務	小計															
移動電気通信役務	データ	携帯電話・BWA															
務	-タ伝送役務	その他															
	務	小計															
	小	<u>⊒</u> -															
移動電	気通信役務以外の	)電気通信役務															
合		計															

#### (記載上の注意)

- 1 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。
- (1) 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。
- (2) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種類の役務に配賦すること。

営 業 費	
窓口	契約申込等件数比
料金	料金請求件数比
販 売	販売件数比
そ の 他	加入数比、取扱量比(度数比又は通数比をいう。以下同じ。)又は回線数比
運 用 費	加入数比又は取扱量比
施設保全費	関連する固定資産価額(取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。)比
共 通 費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比
管 理 費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比
試 験 研 究 費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研 究 費 償 却	同上
減価償却費	関連する固定資産価額(帳簿価額をいう。以下同じ。)比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
租 税 公 課	
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事 業 所 税	管理部門等の人件費比

- (3) 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。
- 2 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 3 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

## (参考) 二種接続会計規則「役務別固定資產帰属明細表」

役務別固定資産帰属明細表

事業者名

事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日

(単位 円)

										(単位
				移	動電気通信	1役務				
		音	声伝送後	改務	デー	タ伝送役	務		移動電気通信	
役務の種	<b>H</b>	携帯電話	その他	小計	携帯 電話・B WA	その他	小計	小計	役務以外の電 気通信役務	合計
電気通信事業固定資産										
有形固定資産										
	得 価 額									
機械設備減価	<b>(償却累計額</b>									
	簿 価 額									
	得 価 額									
空中線設備 減価										
	簿 価 額									
	得 価 額									
通信衛星設減研	償却累計額									
備	簿 価 額									
	得 価 額									
端末設備減価										
	簿 価 額									
	得 価 額									
市内線路設	償却累計額									
備	簿 価 額									
	得価額									
市外線路設	償却累計額									
166	簿 価 額									
	得価額									
土木設備減価										
	簿 価 額									
	得価額									
海底線設備減価										
	海価額									
	得 価 額									
	償却累計額 签 UT 48	-		_				-		
	海価額									
取 数	得 価 額									
構築物減価										
	簿 価 額									
	得 価 額									
1 0	<b>資却累計額</b>							-		
	簿 価 額							-		
面面及び船	得 価 額							-		
舶	償却累計額									
帳	簿 価 額							-		
工具、器具取								-		
及び備品 減価	償却累計額									

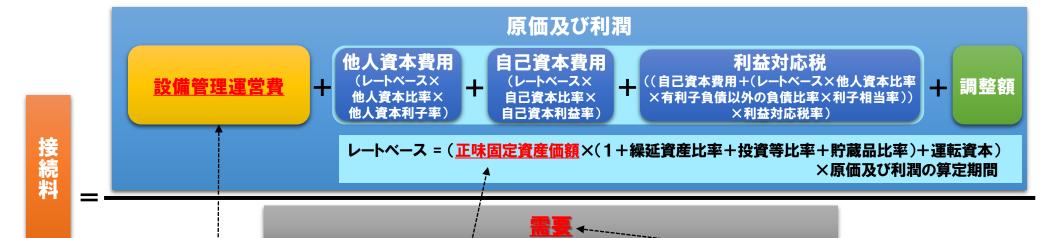
	帳 簿 価 額
	取得価額
休止設備	減価償却累計額
	帳 簿 価 額
	取得価額
土地	滅価償却累計額
	帳 簿 価 額
	取得価額
リース資産	滅価償却累計額
	帳簿価額
	取得価額
建設仮勘定	滅価償却累計額
	帳 簿 価 額
-t-witten-t-	取得価額
有形固定	減価償却累計額
資産合計	帳 簿 価 額
無形固定	
資産合計	帳 簿 価 額
電気通信事業固定資	(T)
たしの注音)	

#### (記載上の注意)

- 1 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

(参考) 一種指定制度における予測値の算定方法

- □ 一種指定制度における「将来原価方式」では、一種接続料規則の規定により、
  - 「設備管理運営費」について、一種接続会計規則「設備区分別費用明細表」の費用の額及び通信料等 の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定する、
  - 「正味固定資産価額」について、一種接続会計規則「固定資産帰属明細表」の帳簿価額及び通信料等 の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする、
  - 「需要」について、通信料等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いることとされている。
- □ 上記3項目における具体的な予測値の算定方法は法令やガイドラインにおいて規定されておらず、一種指 定事業者が自らの経営情報、経営判断等に基づき算定し、接続約款の認可の過程で総務省が算定の適正 性を検証している。



- 一種接続会計規則「設備区分別費用明細表」記載の費用の額。
- 「将来原価方式」では、これと通信 量等の実績値を基礎として、合理 的な将来の予測に基づき算定。

- 一種接続会計規則「固定資産帰属 明細表」の帳簿価額。
- 「将来原価方式」では、<u>これと通信</u> <u>量等の実績値を基礎として、合理</u> 的な将来の予測に基づき算定。

- 機能ごとの通信量等の直近の実績値。
- 「将来原価方式」では、<u>これに代</u> えて将来の合理的な機能ごとの 通信量等の予測値を用いる。

## (1) 「需要」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が 加入者光ファイバ網について2014(H26)年度から2016(H28)までの接続料を予測した際の事例)

- □ フレッツ光については、年度末契約数が、毎年度、2013(H25)年度事業計画と同数の純増(50万契約)と予測し算定している。
- □ ダークファイバ、専用線等については、過去の増減等を用いて算定している。

(単位:千芯)

			平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
光サ	ービス	ス芯線数	3,135	3,405	3,590	3,746	3,913
	フレ	ッツ光	2,491	2,620	2,694	2,736	2,780
	ダー	クファイバ	504	651	769	889	1,018
		シングルスター	391	443	498	561	630
		シェアドアクセス	113	208	271	328	388
	専用	線等	140	133	127	121	115

・フレッツ光については、下表の契約数に基づき、

ファミリータイプ: 8ユーザまでごとに1芯を使用

マンションタイプ: ミニ ・・・ 1棟(最大8ユーザ)あたり1芯を使用

ミニ以外・・・ 光配線方式は32ユーザ、VDSL方式は16ユーザまでごとに1芯を使用

ベーシック: 1ユーザで1芯を使用

・ダークファイバについては、

シングルスター方式 : 平成25年度は直近3年間における最大の純増数と同数とし、以降は、直近3年間の状況を

踏まえて、毎年度、純増数が増加するものとして算定

シェアドアクセス方式:平成25年度上期実績の2倍を毎年度の純増数をベースに、新規参入需要等を個別に

織り込んで算定

・専用線等については、平成24年度の対前年減少率(▲4.8%)で推移

(単位:万契約)

		平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
フレ	ッツ光年度末契約数	975	1,025	1,075	1,125	1,175
	純増数	40	50	50	50	50

## (2) 「固定資産価額」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が 加入者光ファイバ網について2014(H26)年度から2016(H28)年度までの接続料を予測した際の事例)

- □ 事例では、一種接続会計規則「固定資産帰属明細表」に区分ごとに記載されている2012(H24)の固定資産額を基礎として、 当該区分ごとに設定した「算定方法」により予測値を算定している。
- □ 予測値の「算定方法」としては、「光ケーブルの当年度取得固定資産」(※)、「契約者数変動率」等をベースとしている。
  - ※ フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増に応じた設備構築実績を踏まえて予測している。

(単位:百万円)

			平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
線路設備	光ケーブル	取得固定資産	1,160,427	1,241,410	1,295,812	1,341,563	1,383,797	前年度値十当年度取得固定資産一除却額
		正味固定資産	450,999	454,136	432,066	402,541	373,971	前年度値十当年度取得固定資産ー減価償却費(当年度取得資産分は半稼動)ー除却損
	電柱	取得固定資産	97,856	109,012	120,363	131,607	142,613	前年度值×契約者数変動率
		正味固定資産	33,871	37,732	41,661	45,553	49,362	前年度值×契約者数変動率
	その他	取得固定資産	15,463	16,048	16,404	16,686	16,938	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		正味固定資産	1,891	1,964	2,008	2,043	2,074	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
土木		取得固定資産	868,084	967,051	1,067,749	1,167,496	1,265,131	前年度值×契約者数変動率
		正味固定資産	175,571	195,588	215,954	236,128	255,875	前年度值×契約者数変動率
建物		取得固定資産	38,780	40,125	40,950	41,608	42,198	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		正味固定資産	11,769	12,177	12,427	12,627	12,806	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
構築物		取得固定資産	2,854	2,954	3,015	3,064	3,107	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		正味固定資産	572	591	604	614	623	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
無形固定資	産	取得固定資産	46,584	47,561	48,207	48,738	49,229	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		正味固定資産	7,406	7,581	7,694	7,786	7,871	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
その他		取得固定資産	34,967	36,141	36,864	37,441	37,959	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		正味固定資産	24,879	25,714	26,228	26,639	27,007	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
合計		取得固定資産	2,265,015	2,460,302	2,629,364	2,788,203	2,940,972	
		正味固定資産	706,958	735,483	738,642	733,931	729,589	

## (3) 「設備管理運営費」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が 加入者光ファイバ網について2014(H26)年度から2016(H28)年度までの接続料を予測した際の事例)

- □ 事例では、一種接続会計規則「設備区分別費用明細表」に区分ごとに記載されている2012(H24)年度の費用の額を基礎として、当該区分ごとに設定した「算定方法」により予測値を算定している。
- □ 予測値の「算定方法」としては、「取得固定資産伸び率」(※)、「契約者数変動率の伸び率」等をベースとしている。
  - ※ フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増に応じた設備構築実績を踏まえて予測している。

(単位:百万円)

区分		平成24年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
		実績	営業費用	十成25年度	十成20年度	十成27年度	十成20年度	
営業費		0	0	0	0	0	0	
施設保全	<u>#</u>	24,911	24,009	27,715	28,756	29,630	30,375	く前く前く前く前
共通費		2,317	2,314	2,692	2,824	2,939	3,042	前
管理費		3,392	3,393	3,964	4,147	4,306	4,447	前
試験研究	the state of the s	4,055	4,055	3,651	3,401	3,281	3,165	前
通信設備(	<b>使用料</b>	3	3	3	3	3	3	前
租税公課		14,524	14,524	15,825	16,984	18,077	19,150	前
減価償却	<b>世</b>	51,829	51,820	53,081	52,377	50,986	49,662	光
固定資産	余却費	7,215	6,966	7,291	7,398	7,435	7,474	光
	(再)除却損	3,187	3,051	3,167	3,162	3,122	3,085	光
合計		108,247	107,084	114,222	115,890	116,657	117,318	

前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味(H25は配賦見直し影響を加味) <電柱・土木> 前年度値×契約者数変動率の伸び率に効率化率を加味 <故障受付・ソフトウェア> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味 <上記以外> 前年度値×上記支出額変動率の伸び率に効率化率を加味  前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味  前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味  前年度値×期得固定資産伸び率に効率化率を加味  前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味  が中度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味  が中度値×取得固定資産伸び率  が中度値×正味固定資産伸び率  光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率  光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率	算定方法
前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味(H25は配賦見直し影響を加味) <電柱・土木> 前年度値×契約者数変動率の伸び率に効率化率を加味 <故障受付・ソフトウェア> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味 <上記以外> 前年度値×上記支出額変動率の伸び率に効率化率を加味  前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味  前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味  前年度値×助得固定資産伸び率に効率化率を加味  前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味  が中度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味  が中度値×取得固定資産伸び率  が本とから、対象のでは、対象のでは対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	
前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味(H25は配賦見直し影響を加味) <電柱・土木> 前年度値×契約者数変動率の伸び率に効率化率を加味 <故障受付・ソフトウェア> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味 <上記以外> 前年度値×上記支出額変動率の伸び率に効率化率を加味  前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味  前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味  前年度値×助得固定資産伸び率に効率化率を加味  前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味  が中度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味  が中度値×正味固定資産伸び率  ポケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率  ポケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率	
<	< 故障修理・工事施工> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味(H25は配賦見直し影響を加味) <電柱・土木> 前年度値×契約者数変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味 前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味 前年度値×取得固定資産伸び率 前年度値×正味固定資産伸び率 光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率 光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率	<故障受付・ソフトウェア> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味 <上記以外> 前年度値×上記支出額変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味 前年度値×取得固定資産伸び率 前年度値×正味固定資産伸び率 光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率 光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率	前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×取得固定資産伸び率 前年度値×正味固定資産伸び率 光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率 光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率	前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×正味固定資産伸び率 光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率 光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率 光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率	前年度値×取得固定資産伸び率
光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率	前年度値×正味固定資産伸び率
	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率

## (1) 対象機能

#### モバイル研究会中間報告書の指摘

#### 一種指定制度における「将来原価方式」の概要

#### 二種指定制度において「将来原価方式」により 算定する場合の要検討事項

# ③適用要件

- ・ 一種接続料規則により、新規であり、かつ、今後相当の需要が見込まれる る役務である場合又は接続料の急激な変動を緩和する必要があるとき に「将来原価方式」を用いることが可能。
- 現在、いずれも今後相当の需要が見込まれる役務として、NGNに関する機能と光信号端末回線伝送機能(加入光ファイバ)において用いられている。
- ・ 二種指定制度では音声伝送交換機能、 データ伝送交換機能、MNP転送機能及び SMS伝送交換機能の4つのアンバンドル機 能が設定されているところ、「将来原価方式」 の適用はデータ伝送交換機能のみでよいか

〇第一種指定電気通信設備接続料規則 (平成十二年郵政省令第六十四号) (抄)

(接続料の原価及び利潤)

第八条 (略)

- 2 接続料の原価及び利潤の算定期間は一年とする。ただし、次に掲げる場合は、第四条に規定する機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間を五年までの期間の範囲 内とすることができる。
  - 一 第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が第四条に規定する機能(法第三十三条第五項の機能を除く。)を利用して提供しようと する**電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものである場合**
  - 二 前号以外の場合であって、**接続料の急激な変動を緩和する必要があるとき**。
- 3 (略

- 二種指定制度では、音声伝送交換機能、データ伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の4 つのアンバンドル機能が設定されている。
- MNOとMVNOとの公正競争確保の観点から、「将来原価方式」による算定の対象はデータ伝送交換機能の みとすることでよいか、また、一種指定制度のように「将来原価方式」による算定の対象とするかどうかを指 定事業者の判断に委ねるのではなく、必須とすることでよいか、検討することが必要ではないか。

## (2) 予測値の算定方法

#### モバイル研究会中間報告書の指摘

#### 一種指定制度における「将来原価方式」の概要

#### 二種指定制度において「将来原価方式」により算 定する場合の要検討事項

①合理的な将来予測

- 「原価」及び「利潤」の算定の基礎となる「設備管理運営費」と「正味 固定資産価額」について、合理的な将来の予測に基づき算定すること、「需要」について、将来の合理的な通信量等の予測値を使用する ことが、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第 64号。以下「一種接続料規則」という。)に規定。
- これらの3項目の具体的な将来予測の方法は、法令やガイドラインで規定されておらず、基本的に事業者の判断に委ねられており、認可の過程でその適切性を判断。
- 一種指定制度と異なり認可制ではないこと、対象事業者が複数存在することを踏まえ、具体的な将来予測の方法を予め定める必要があるのではないか。
- ・ 定めることとする場合に、**どのような将来予測** - **の方法とするのが適当か**。
- (略)

- 具体的な予測値の算定方法について、一種指定制度では、一義的には指定事業者の判断に委ねられている。
- 二種指定制度は、一種指定制度とは異なり認可制ではなく届出制であること、指定事業者が複数存在することを踏まえ、具体的な予測値の算定方法を予め定める必要があるか、定めることとする場合、どのような方法とすることが適当か、検討することが必要ではないか。
- 例えば、次のような事項を予め定めることについて、どう考えるか。(次頁以降参照)
  - ① 算定における事業計画の使用
  - ② 費用区分、資産区分ごとの算定
  - ③ 精度の高い算定の確保
  - ④ 算定方法の検証・見直し

## ① 算定における事業計画の使用

- □ 二種指定事業者は、接続料算定に当たっての重要な要素である設備投資額や減価償却費等に関する事業 計画の策定を行っているものと考えられ、特に翌年度分については相当精度の高い事業計画策定を行って いるものと考えられる。
- □ 予測値算定は過去の実績値からの推計により行う方法もあるが、MVNOにおける将来の接続料の予見性確保の趣旨に鑑みれば、MNOが内部で用いている情報と同様の情報に基づいてMVNOが経営判断できるようにすることが重要と考えられる。

<u>例えば、予測値の算定は、原則として、二種指定事業者が策定する事業計画を用いて行うこととし、その補完</u> として過去の実績値からの推計を用いることとすることについて、どう考えるか。

## ② 費用区分、資産区分ごとの算定

- □ 一種指定制度における「将来原価方式」では、 「設備管理運営費」については、一種接続会計「設備区分別費用明細表」の費用区分ごと、 「正味固定資産価額」については、一種接続会計「固定資産帰属明細表」の資産区分ごと に予測値の算定方法を設定し、予測値の算定を行っている。
- □「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」の予測値の算定は、それぞれ、項目全体として行うよりも、費用 区分、資産区分ごとに細分して行うことで、より精緻な予測を行うことが可能になると考えられるのではない か。

例えば、二種指定制度における「将来原価方式」でも、

「設備管理運営費」については、二種接続会計「移動電気通信役務収支表」の費用区分ごと、 「正味固定資産価額」については、二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の資産区分ごと に予測値の算定方法を設定し、予測値の算定を行わなければならないこととすることについて、どう考えるか。

また、<u>各費用区分、各資産区分について、予測値のより精緻な算定を行うため、可能な範囲で、それらをさらに</u> <u>細分して算定を行わなければならないこととすることについて、どう考えるか</u>。

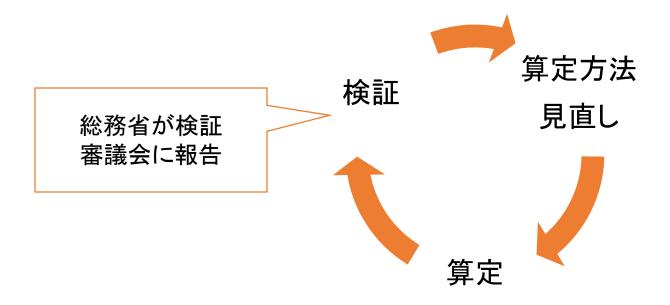
## ③ 精度の高い算定の確保

- □ 予測値に基づき算定された接続料(予測接続料)と実績値に基づき算定された接続料(実績接続料)の差額は、より小さくなることが望ましいが、差額の調整を認めた場合、差額をより小さくしようとするインセンティブが十分には働かなくなる可能性がある。
- □ MVNOにとって、接続料はその役務提供の主要な原価であるところ、特に、予測接続料を実績接続料が大きく上回り、多大な追加的支払いが生じる事態は、経営に大きな影響を与えるものであり、極力回避しなければならない。

例えば、<u>予測接続料と実績接続料の差額が大きくならないような</u>、特に、<u>予測接続料を実績接続料が大きく上</u> 回ることとならないような措置について、どう考えるか。

## ④ 算定方法の検証・見直し

□ モバイル研究会中間報告書では、「接続料の水準や算定根拠などその算定プロセスについて、一層の透明性の向上を図ることが重要である」とされ、「総務省において、まずは、2019年度に適用される接続料(2018年度末に届出)から、提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当である」と指摘されている。



例えば、予測値の算定方法について、この仕組みの中で、その適正性を検証し、**審議会の委員から示された指** 摘等に基づき、必要に応じて算定方法の見直しを行うことを、毎年度繰り返し行っていくことについて、どう考え るか。

## (3) 予測値の算定期間等

## モバイル研究会中間報告書の指摘

		一種指定制度における「将来原価方式」の概要	二種指定制度において「将来原価方式」により算定する場合 の要検討事項
	定④期接	での期間の範囲内」で選択可能とされている。	が適当か。例えば、3年分の予測を毎年度行うといった方
	間 等 料 算	・ 直近では、NGNに関する機能においては1年、光信号端 末回線伝送機能(加入光ファイバ)においては3年から4年 の算定期間をNTT東西が設定し、認可申請を行っている。	

- 「将来原価方式」による接続料の**算定期間、算定頻度について、検討することが必要ではないか**。
- 「将来原価方式」は、当年度の接続料に関する予見性が向上する、キャッシュフロー負担が軽減する等のメリットがあるともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には、予見性の一層の向上が期待されるものであるところ、例えば、予測値の算定期間を単年度ではなく複数年度とすることについて、どう考えるか。
- 他方、移動通信分野については、技術の進展等、接続料の算定に関する環境が今後も変化していくものと想定されるところ、一種指定制度では3年から4年の算定期間が設定されていたことを踏まえ、例えば、予測値の算定期間を3年とし、かつ、3年度分の予測値の算定を毎年度繰り返し行うこととすることについて、どう考えるか。
- また、接続料の届出時期について、現在は年度末に届出がなされているところ、MVNOの予見性のさらなる 向上の観点から、これを早めることについて検討することが必要ではないか。

## (参考) 関係規定

## (1)算定期間関係

〇第一種指定電気通信設備接続料規則 (平成十二年郵政省令第六十四号) (抄)

(接続料の原価及び利潤)

第八条 (略)

2 接続料の原価及び利潤の算定期間は一年とする。ただし、次に掲げる場合は、第四条に規定する機能に係る接 続料の原価及び利潤の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。

一•二 (略)

3 (略)

〇第二種指定電気通信設備接続料規則 (平成二十八年総務省令第三十一号) (抄)

(接続料の原価及び利潤)

第六条 (略)

2 (略)

3 接続料の原価及び利潤の算定期間は、一年とする。

## (2)届出時期関係

〇第二種指定電気通信設備接続料規則 (平成二十八年総務省令第三十一号) (抄)

第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定により<u>毎事業年度の会計を整理したときに、その結果等及び通信</u> 量等の実績値に基づき接続料を計算するものとする。

2 · 3 (略)

OMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(平成29年9月) (抜粋)

#### 接続料算定の早期化等

当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算に用いられる接続料は、当該接続協定の翌年度末頃に確定する。このように精算額の確定が遅くなることは、特に、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等において、MVNOの事業の予見性に多大な影響を与えるおそれがある。このため、<u>二種指定事業者は、可能な限り接続料の算定を早めたり、希望するMVNOに対して、需要などの算定根拠情報を早期に提示することが望まれる。</u>

## (4) 予測と実績の乖離の調整①

#### モバイル研究会中間報告書の指摘

②予測と実績

の

乖

離

**(**)

調

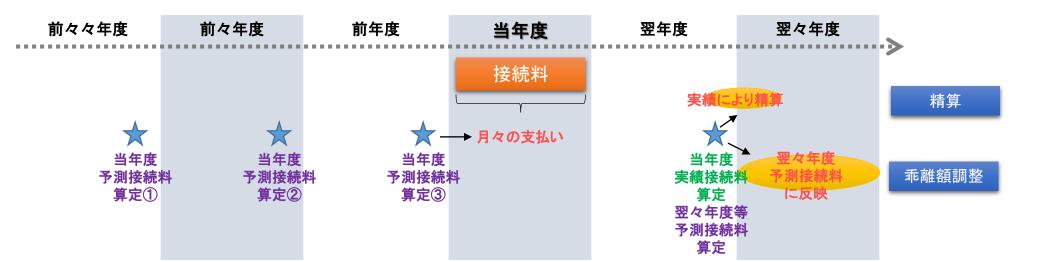
輅

#### 一種指定制度における「将来原価方式」の概要

- 一種接続料規則において、予測と実績の差額の調整は予定されていないが、光信号端末回線伝送機能(加入光ファイバ)においては、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性もあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額を事業者のみに負担させることは適当ではないことから事業者からの申請により事後的に「乖離額調整」が認められている(一種接続料規則第3条の規定に基づく許可)。
- · 「乖離額調整」は、予測と実績の乖離に起因する接続料の 支払差額を、次期接続料に反映する方法により行われてい る。

- 二種指定制度において「将来原価方式」により算定する場合 の要検討事項
- · <u>予測と実績の乖離をどのような方法により調整することが</u> 適当か。
- ※ 二種指定制度で採用されている「精算」は、各社ごとの 精算となるので、市場変化が激しい状況では「乖離額調 整」よりもMVNO間の公平性は確保されるが、予見性の 面で劣る。
- ※「乖離額調整」では、差額が生じる時期と調整がされる時期が一致しないことから、市場変化が激しい状況において、MVNO間の公平性が確保されない可能性がある。
- 調整方法を予め定める必要はあるか。

【精算と乖離額調整の適用イメージ(3年間の予測接続料を毎年度算定する場合)】



## (4) 予測と実績の乖離の調整②

#### 論点

予測と実績の乖離による差額について、<u>①調整するかしないか、②調整する場合、「精算」により調整するか</u> 「乖離額調整」により調整するかについて、検討する必要があるのではないか。

①について、モバイル研究会では、MNO側から、「仮に算定方式の見直しを検討する場合でも、実際にかかった費用を全額回収する現行ルールの考え方を逸脱しないことが前提」等の意見が示されている。

②について、「精算」と「乖離額調整」には、下表のとおり支払額の予見性やMVNO間の負担の公平性等の面で相違がある。

#### 【精算と乖離額調整の比較】

	精算	乖離額調整	
支払額予見性	実績年度の翌年度まで接続料が確定しないため、将来原価方式に移行しても、仮に予測と実績の差額が大きい場合は予見可能性が高まらない可能性がある。 精算額の確定が年度途中となることから、MVNOにおいては年度途中にその期の業績予想を変更するなどの対応が必要となる可能性がある。	接続料は年度当初の時点で確定値となるため、左記のような課題は発生しない。	
差額調整回数	精算額に係る支出又は収納は1回で行われる可能性がある。	乖離額に係る支出又は収納は毎月の接続料として少なくとも 1年間かけて行われる。	
キャッシュフロー	前々年度実績値に基づく比較的高い接続料による毎月の支払いを要しなくなる点は、両者共通。		
MVNO間の 負担の公平性	予測と実績の乖離による差額が、実績年度の各MVNOの契約 帯域幅に基づいて1対1で精算されるため、右記のような MVNO間の負担の不公平は発生しない。	予測と実績の乖離による差額が、翌々年度の接続料に反映されるため、各MVNOの契約帯域幅の変化やMVNOの参入・退出によって、MVNO間の負担の不公平が発生する。	
債権保全	MNOが債権保全が必要と判断したMVNOにおいて、月々の支払いに係る債権保全だけでなく、精算額についてまで債権保全をかける必要があるかどうか検討する必要がある。	月々の支払に係る債権保全はかけられる可能性があるが、精 算額自体がないため左記のような課題は発生しない。	

なお、 MNOはMVNOからの接続料回収を自らの責任により行うべきであり、MVNOが撤退しMNOが当該MVNOから接続料を回収できず債権が発生した場合は、 乖離額調整方式であったとしてもその債権を乖離額として次期接続料に反映することは適当ではい。

## (5) 原価等算定の精緻化

## モバイル研究会中間報告書の指摘

	一種指定制度における「将来原価方式」の概要	二種指定制度において「将来原価方式」により算定する場 合の要検討事項
①合理的 な将来予 測方法	(略)	(略)「原価」及び「需要」の算定方法については、これまで必ずしも十分な見直しが行われてきたとは言えないところ、さらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないか。

## 論点

• 接続料の算定方法について、これまで、「利潤」については累次の見直しが行われてきたが、「原価」、「需要」については、必ずしも十分な見直しが行われてきたとは言えない。「将来原価方式」への移行の検討に併せて、「原価」や「需要」の算定について、さらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないか。

#### 【検討課題例】

原

価

- ガイドライン策定当初、音声役務とデータ伝送役務では別々の設備が利用されているとの前提で制度設計が行われたが、MNO間で VoLTEの相互接続が開始される等、両者の設備の一体化が行われている。 **役務間の費用配賦の実態を検証し、所要のルール整備を 行う必要でがあるのではないか**。
- 役務ごとに分計された費用からの接続料原価の抽出については、ガイドラインに例示されているものの、ガイドライン制定時以降見直し が行われていない。**費用抽出の実態を検証し、所要のルール整備を行う必要があるのではないか**。
- 上記ルール整備に合わせ、**配賦整理書の在り方について検討する必要があるのではないか**。

需

要

- 「原価」、「利潤」については、二種接続会計の公表義務により透明性・検証可能性が一定程度確保されているが、「需要」については、接続料の算出根拠にその値が記載されるのみであり、透明性・検証可能性は確保されていない。「需要」算出方法の実態を検証し、接続料の算出根拠への記載等所要のルール整備を行う必要があるのではないか。
- MNOは実際に疎通するトラヒックを踏まえて回線容量を設定していると考えられるところ、実トラヒックの報告・公表について検討する必要があるのではないか。

## (参考)「原価」算定に係るガイドラインの規定(データ伝送交換機能の場合)

○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン (平成14年6月策定 平成29年9月最終改定) (抜粋)

#### 原価算定の3ステップ・プロセス

二種接続料規則第6条第1項では、「接続料の原価は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。」とされており、同令第7条第1項では、「第四条第一項各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)に係る費用の額を基礎として算定するものとする。」とされている。

このことを踏まえ、**原価は**、a及び**bに示す3ステップ・プロセスにより算定する**。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが3ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される原価に含まれる費用の内容が同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

#### a (略)

- b データ伝送交換機能の回線容量単位接続料 (二種接続料規則第4条第2項第1号に掲げる部分に係る接続料)
- (a) <u>ステップ1においては、移動電気通信役務に係る総費用から音声伝送役務に係る費用を控除してデータ伝送役務に係る費用を抽出する</u>。
  - a) 移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。
  - b) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれ ぞれの役務に配賦する。
- (b) ステップ2においては、データ伝送役務に係る費用から回線容量課金対象外費用を控除して回線容量課金対象費用を抽出する。
  - a) 回線容量課金対象外費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用 及び接続事業者が使用しない設備 に係る費用 が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。
  - b)回線容量課金対象外費用及び回線容量課金対象費用に明確に分計することが困難なもの(間接費を含む。)がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。
- (c) <u>ステップ3においては、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価</u>とする。
  - a) 接続料原価対象外費用は、cに示す考え方に基づいて特定する。
  - b)接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの(間接費を含む。)がある場合には、接続 会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

## (参考)「原価」算定に係るガイドラインの規定(データ伝送交換機能の場合) 31

#### (続き)

接続料原価対象外費用となる営業費用

#### (a) 営業費

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備費であり、営業費は、原則として原価に算入 されるべきではない。しかしながら、次の①から③までに掲げる営業費については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資 することから、設備への帰属が認められるものであり、原価への算入は否定されない。

- ① 電気通信の啓発活動に係る営業費 電気通信の啓発活動 に係る営業費は、電気通信サービスの健全な利用を確保し、特定地域・時間における設備への負担の集 中を軽減することにより、設備の安定的な運用に資する。
- ② エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業費 エリア整備・改善を目的とする情報収集 に係る営業費は、エリア整備・改善に係る調査・計画を補完することにより、設備 の効率的な展開に資する。
- ③ 周波数再編の周知に係る営業費 周波数再編の周知に係る営業費は、設備の改変等を要する周波数再編の円滑な実施を促進することにより、設備の効率的な 展開に資する。

#### (b) 設備費

設備費であっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者に負担を求めることが適当で ないことから、原価には算入しない。

- ① 通信設備使用料(自社のネットワークの構築に係るものを除く。)
- ② 他の事業者が個別に負担している設備費
- ③ 付加機能の用に供する設備費

## (参考)「需要」算定に係るガイドラインの規定(データ伝送交換機能の場合) 32

OMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン (平成14年6月策定 平成29年9月最終改定) (抜粋)

データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の需要

二種接続料規則第11条第2項では、「需要は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値とする。」とされており、同令 第13条第1項第1号では、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている。**当該単位** を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。